

令和8年度 京都市立西ノ京中学校「学校いじめの防止等基本方針」

Ⅰ 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 各月に2回（ただし、緊急の場合はこの限りではない）

[構成員]（職名又は校務分掌）

校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 教育相談主任 養護教諭 総合育成支援教育主任
該当学年主任・学年補導・担任・副担任

[取組内容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、本委員会の問題が解決するまで被害・加害双方に対し支援・指導を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んでしまったり、対応不要であると判断せず、情報の共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[行動計画]

- ・生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

*学習環境の整備

- ・生徒が安心・安全に学校生活を送るために、全ての教職員は授業改善・研究に努め「わかる授業づくり」を推進し、間違っただけを発言しても笑われたりしない雰囲気作りに取り組む。
- ・授業や行事の中で生徒自身が主体的に物事に取り組み、その中で互いのことを認め合い、心の繋がりを感ずることができるよう、全ての生徒が活躍できる場を意識的に設定する。

*授業改善

- ・全ての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の生徒が確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・校内授業研究日、公開授業週間、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

*道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参観・協力を得るなど、連携を深め教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・授業参観等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。

*児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会主催のあいさつ運動の実施。
- ・各委員会による生活点検・見直し運動などの実施
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートの実施。

*児童生徒同士の絆づくり

- ・学級内でのコミュニケーション能力を高める活動の推進。
- ・学校行事やその中での縦割り活動などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、人権教育等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

*生徒の自己有用感を高める取組の充実

- ・生徒の名前を呼んで挨拶・コミュニケーションをとる。
- ・登校指導や下校指導における生徒との関係作り。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

*日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会をとらえて生徒の変化に気づき、生徒の実態把握に努める。
- ・情報を確実に共有、分析し、速やかに対応する。その際、口頭だけでなくメモ等の活用を積極的に行う。
- ・保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化の早期発見に努める。

*児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに関するアンケート（年2回）、クラスマネジメントシート（年3回）学校評価アンケート（年2回）を活用して多面的に生徒の実態把握を行い、「いじめ」の兆候の早期実態把握と学級経営の見直し。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の生徒に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・S Cとの連携による教育相談。

*上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめ対策委員会で検証を行い、速やかにいじめの認知にあたる。
- ・いじめとして対応すべきとされた事案に対して、その解決に必要な方策を多角的に勘案し実践する。
- ・生徒指導委員会でも各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かすとともに問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を検討し推進する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取り組み

*基本的な考え方

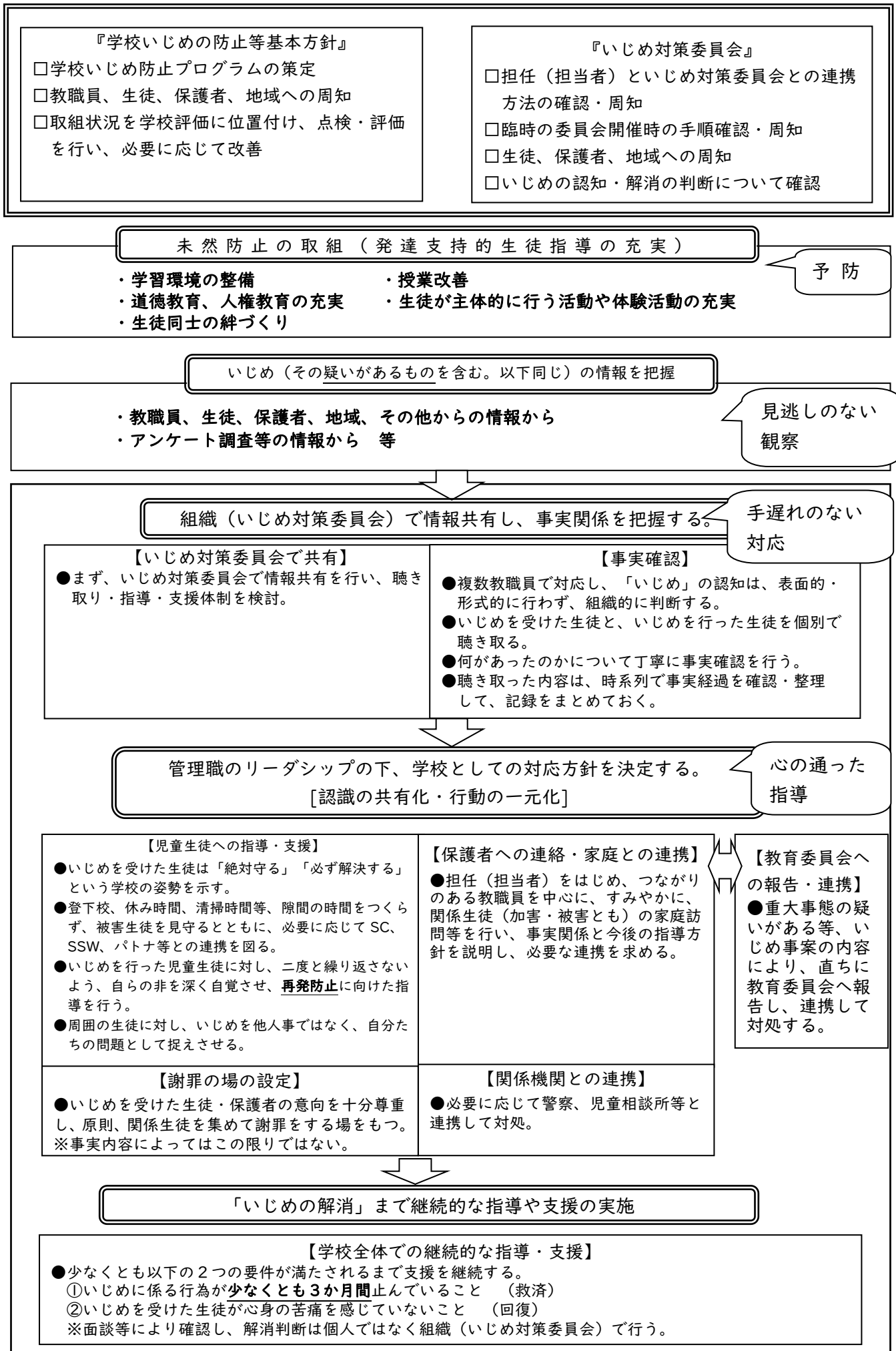
- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・いじめが解決した後も、相当の期間（少なくとも3ヶ月間を目安）が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で解決かどうかの判断を行う。

(個人情報取扱い) *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するにあたっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

＊いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫



*インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

*「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

*いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

*いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至つた場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

*内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による生徒の見守り活動の実施。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

*実施時期

- ・校内研修会等で、いじめ防止対策に関する研修を実施する。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

*保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会をとらえいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。
- ・PTA活動や学校運営協議会、地域生徒指導連絡協議会などの活動を通じて、保護者や地域への啓発活動を行う。

5. 重大事態への対処

*基本的な考え方

【第 1 号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。

【第 2 号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

*重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合は本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。また、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 ◇教職員校内研修会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「クラスマネジメントシートの実施について」「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・始業式 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・生徒会名言 BOX 設置 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・懇談会週間 ・学校運営協議会①
5	◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について 【2年】非行防止教室 【2年】チャレンジ体験 【3年】修学旅行	・教育相談の実施	・休日参観
6	◇いじめ対策委員会 ◇教職員校内研修会② 「記名式アンケートの実施に向けて」	・生徒大会 ・人権学習 【3年】薬物乱用防止教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	
7	◇いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・夏季学習会	・学校評価 保護者アンケート ・学校評価 生徒アンケート	・三者懇談会 ・家庭地域子育て講演会

8	<p>◇いじめ対策委員会 ◇教職員校内研修会③ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 [クラスマネジメントシートの見立てと取り組みについて研修]</p> <p>◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>	<p>・中京支部生徒会交流会 ・心と体のアンケート</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</p>	<p>・地域パトロール</p>
9	<p>◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・合唱祭、体育祭に向けての取組 ・ふれあい探検 in 西ノ京</p>		<p>・学校評価の実施 ・学校運営協議会②</p>
10	<p>◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p>	<p>・合唱祭 ・体育祭</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施 (1・2年)</p>	<p>・三者懇談会 (3年のみ)</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」</p> <p>◆教職員研修会④ 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施 (生徒指導の三機能を生かす)」</p>		<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有</p>	<p>・進路保護者会 ・入学説明会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の方針の見直しと作業について」</p>	<p>・総合学習発表会 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会</p>	<p>・学校評価 保護者アンケート ・学校評価 生徒アンケート</p>	<p>・三者懇談会</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省① (部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・心と体のアンケート</p>		

2	◇いじめ対策委員会 「クラマネの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・学校運営協議会③
3	◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 【1・2年】球技大会 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式いじめアンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。